（削る）

２　（略）

３　上下水道技術調整官は、命を受けて、水道及び下水道の技術に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

４　（略）

（下水道強靱化対策官及び事業マネジメント推進官）

第六十一条の四　下水道事業課に、下水道強靱化対策官及び事業マネジメント推進官それぞれ一人を置く。

（削る）

（削る）

２　（略）

３　事業マネジメント推進官は、命を受けて、下水道の維持、修繕、改築及び災害の発生時における応急措置の一体的な実施の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

（木造住宅振興室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官、住宅ストック活用・リフォーム推進官及び住宅建設技能推進官）

第七十七条　住宅生産課に、木造住宅振興室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官、住宅ストック活用・リフォーム推進官及び住宅建設技能推進官それぞれ一人を置く。

２～６　（略）

７　住宅建設技能推進官は、命を受けて、住宅建設その他建築に関する新工法及び施工技術の指導及び助成に関する事務のうち、技能の向上及び技能者の育成に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百三十二人以内を置く。

２　（略）

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

二　発生汚泥等（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条の二第一項（同法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する発生汚泥等をいう。）の再生利用の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

３　脱炭素化・資源利用推進室に、室長を置く。

４　（略）

５　上下水道事業調整官は、命を受けて、水道及び下水道の整備に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

６　（略）

（事業マネジメント推進室並びに下水道強靱化対策官及び流域計画調整官）

第六十一条の四　下水道事業課に、事業マネジメント推進室並びに下水道強靱化対策官及び流域計画調整官それぞれ一人を置く。

２　事業マネジメント推進室は、下水道の維持、修繕、改築及び災害の発生時における応急措置の一体的な実施の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

３　事業マネジメント推進室に、室長を置く。

４　（略）

（新設）

５　流域計画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道法第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に関すること。

二　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関する事務のうち、下水道に係るものに関すること。

三　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域に関すること。

（木造住宅振興室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官）

第七十七条　住宅生産課に、木造住宅振興室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官それぞれ一人を置く。

２～６　（略）

（新設）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十九人以内を置く。

２　（略）